

年金のお知らせ

◇納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和6年1月から令和6年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受ける

ためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する領収証書などの添付が必要となります。

このため、令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に、国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

また、電子データの控除証明書をマイナポータルで受け取ることもできます。税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度で

す。保険料は納め忘れのないよう納めましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410
ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165
日本年金機構ホームページ
URL <https://www.nenkin.go.jp/>

▼青梅法人会 からお知らせ▲

（公社）青梅法人会では、西多摩全域の事業所を対象に「年末調整説明会」を開催します。

〔日時〕 11月6日（水）

午後2時から4時

〔会場〕 青梅市霞共益会館

〔講師〕 税理士 守富 哲夫 氏

〔定員〕 400名

※問い合わせ、申し込みは、（公社）青梅法人会

メール info@mei-hojinkai.or.jp、☎24-8863

または、2次元コードから



食育講習会

「10の栄養素を食べる！
キウイを使った栄養満点メニュー with ミルク」

食育講習会では町民の方々の健康の維持・増進を目的とした調理実習を行います。今回はゼスプリ栄養食事相談サポートプロジェクト事業に参加し、キウイフルーツと乳製品を使った料理やデザートを作ります。

〔日 時〕 10月24日（木）午前10時～午後1時
〔会 場〕 保健福祉センター 栄養指導室
〔持ち物〕 エプロン・三角巾・手拭き用タオル
〔参加費〕 300円
〔定 員〕 先着16名
〔申込締切〕 10月17日（木）



※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

「元気アップおくたま事業」

元気アップおくたま事業では、各地区の健康課題に合わせた講話や調理実習などのプログラムにより、みなさんの健康意識を高めるサポートをします。

「元気アップ」のための、情報が得られるよい機会ですので、ぜひご参加ください。

〔日時・会場・内容〕 カレンダー参照

*プログラムは各月で異なります。

*調理実習は事前申し込み制です。

持ち物は、エプロン、手拭き用タオル、三角巾、マスク

*体操は、事前申込不要です。

持ち物は、タオル、飲み物

※問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777